明和町森林整備計画（案）

　自　令和６年４月１日

計画期間

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　至　令和１６年３月３１日

三重県

明和町

目　　　次

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項・・・・・・・1

　１　森林整備の現状と課題・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1

　２　森林整備の基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・1～3

　３　森林施業の合理化に関する基本方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

４　森林の保全に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・3

Ⅱ　森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）・・・・・・4

　１　樹種別の立木の標準伐期齢・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

２　花粉発生源対策の加速化にあたっての考え方・・・・・・・・・・・・・・・4

　３　立木の伐採（主伐）の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・4

　４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・5

第２　造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

　１　人工造林に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・6

　２　天然更新に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・7～9

　３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項・・・・・・・・・9

　４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく

伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準・・・9

　５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・9

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、

間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準・・・10

　１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法・・・・・・・・・・10

　２　保育の種類別の標準的な方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

　３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・11

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・12

　１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・・・・12

　２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき

森林の区域及び当該区域内における施業の方法・・・13

　３　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項・・・・・・14

　１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針・・・・・14

　２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策・14

　３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・14

４　森林経営管理制度の活用に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・14

　５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

　１　森林施業の共同化の促進に関する方針・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

　２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策・・・・・・・・・・15

　３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項・・・・・・・・・・・・・15

　４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・15

　１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準

及び作業システムに関する事項・・・15

　２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項・・・・・15

　３　作業路網の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

　４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・15

第８　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

　１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項・・・・・・・・・・・・・・16

　２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項・・・・16

　３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項・・・・・・・・16

Ⅲ　　森林の保護に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第１　鳥獣害の防止に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

　１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法・・・・・・16

　２　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項・・16

１　森林病害虫等の駆除及び予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・16

　２　鳥獣害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）・・・・・・・・・・・・・17

　３　林野火災の予防の方法・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

　４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項・・・・・・・17

　５　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

　１　保健機能森林の区域・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

　２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採

その他の施業の方法に関する事項・・・17

　３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項・・・・・・17

　４　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・17

Ⅴ　その他森林の整備のために必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

　１　森林の整備及び保全の基本的な考え方・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

２　木材加工・流通体制の整備・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

　３　森林経営計画の作成に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

　４　生活環境の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・18

　５　森林整備を通じた地域振興に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・18

　６　森林の総合利用の推進に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

　７　住民参加による森林の整備に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・・・19

８　森林経営管理制度に基づく事業に関する事項・・・・・・・・・・・・・・・19

　９　その他必要な事項・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・19

Ⅰ　伐採、造林、間伐、保育その他森林の整備に関する基本的な事項

　１　森林整備の現状と課題

明和町は三重県の中南部に位置し、総面積41.06平方キロメートルで、民有林面積は296ha、保安林33.87ha（防風保安林=18.90ha、土砂流出防備保安林＝14.97ha）である。そのうち、スギ、ヒノキの面積は33.6ha であり、その占める割合は10.8%で県平均よりかなり低い値である。また、林業生産活動を行っている林業者は少なく、小規模のため施業及び施業の共同化を進める必要がある。しかし、森林の持つ水源の涵養、土砂の流出・崩壊防止及び生活環境の保全等の公益的機能の重要度は、ますます高まってきていることから、本町においても南部丘陵地などの緑地の保持と海岸保安林の維持ができるよう努めることとする。

　２　森林整備の基本方針

（１）地域の目指すべき森林資源の姿

森林の整備及び保全に当たっては、森林の有する公益的機能及び木材等生産機能を総合的かつ高度に発揮させるため、生物多様性の保全及び地球温暖化の防止に果たす役割並びに近年の地球温暖化に伴い懸念される集中豪雨等の自然環境の変化や急速な少子高齢化と人口減少等の社会情勢の変化も考慮しつつ、適正な森林施業の面的な実施などにより健全な森林資源の維持造成を促進する。

（２）森林整備の基本的な考え方及び森林施業の推進方策

　　　ア　森林整備の基本的な考え方

森林の有する水源涵養、山地災害防止／土壌保全、快適環境形成、保健・レクリエーション、文化、生物多様性保全、木材等生産の各機能を高度に発揮させ、その機能を維持し、社会のニーズに適合した森林の整備のため、住民の意見を取り入れ、地域・林相に応じた計画的な森林整備を促進する。

森林の有するこれらの機能ごとの森林整備の基本的な考え方は、次表のとお　　　　りである。

◇森林の有する機能ごとの森林整備の基本的な考え方

|  |  |
| --- | --- |
| 森林の有する機能 | 森林整備の基本的な考え方 |
| 水源涵養機能 | 南部丘陵、大仏山丘陵は、町内水系の水源であり、水源涵養機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。  　具体的には、良質な水の安定供給を確保する観点から、適切な保育・間伐を促進しつつ、下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とするとともに、伐採に伴って発生する裸地については縮小並びに分散を図ることとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 |
| 山地災害防止機能／土壌保全機能 | 山腹崩壊等により人命・人家等施設に被害を及ぼすおそれがある森林など、土砂の流出、土砂の崩壊の防備その他山地災害の防備を図る必要のある森林は、山地災害防止機能／土壌保全機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。  　具体的には、災害に強い国土を形成する観点から、地形、地質等の条件を考慮した上で、林床の裸地化の縮小及び回避を図る施業を推進することとする。また、立地条件や国民のニーズ等に応じ、天然力も活用した施業を推進することとする。 |
| 保健・  レクリエーション機能 | 里山など住民の保健・教育的利用等に適した森林は、保健・レクリエーション機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。  　具体的には、住民に憩いと学びの場を提供する観点から、立地条件や住民のニーズ等に応じ広葉樹の導入を図るなどの多様な森林整備を推進することとする。 |
| 快適環境形成機能 | 住民の日常生活に密接な関わりを持つ里山等であって、騒音や粉塵等の影響を緩和する森林及び森林の所在する位置、気象条件等からみて風害、霧害等の気象災害を防止する効果が高い森林は、快適環境形成機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。  　具体的には、地域の快適な生活環境を保全する観点から、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持を基本とし、樹種の多様性を増進する施業や適切な保育・間伐等を推進することとする。 |
| 文化機能 | 史跡、名勝等の所在する森林や、これらと一体となり優れた自然景観等を形成する森林は、潤いある自然景観や歴史的風致を構成する観点から、文化機能の維持増進を図る森林として整備及び保全を推進することとする。  　具体的には、美的景観の維持・形成に配慮した森林整備を推進することとする。 |
| 生物多様性  保全機能 | 全ての森林は多様な生物の生育・生息の場として生物多様性の保全に寄与している。このことを踏まえ、森林生態系の不確実性を踏まえた順応的管理の考え方に基づき、時間軸を通して適度な攪乱により常に変化しながらも、一定の広がりにおいてその土地固有の自然条件・立地条件に適した様々な生育段階や樹種から構成される森林がバランス良く配置されていることを目指すものとする。原生的な森林生態系、希少な生物が生育・生息する森林、陸域・水域にまたがり特有の生物が生育・生息する渓畔林などの属地的に機能の発揮が求められる森林については、生物多様性保全機能の維持増進を図る森林として保全することとする。 |
| 木材等生産機能 | 林木の生育に適した森林で、効率的な森林施業が可能な森林は、木材等生産機能の維持増進を図る森林として整備を推進することとする。  　具体的には、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とする。この場合、施業の集団化や機械化を通じた効率的な整備を推進することを基本とする。 |

　　　イ　森林施業の推進方策

間伐等を着実に実施するため、県、森林組合、林業事業体、森林所有者等の相互の連携を一層密にして、路網整備や高性能林業機械を導入した作業システムの普及・定着を図るとともに、共同施業や作業路網開設を前提とした小規模森林所有者への働きかけ、合意形成を促進する。

３　森林施業の合理化に関する基本方針

適正な森林経営がなされない場合には、森林経営の受託等のあっせんを行うこととする。また、路網整備を促進し、効率的な森林施業や適正な森林経営が行われるよう必要な支援を行う。

４　森林の保全に関する事項

盛土等に伴う災害を防止するため宅地造成及び特定盛土等規制法に基づき都道府県知事等が指定する規制区域の森林の土地においては、谷部等の集水性の高い場所における盛土等は極力避けるとともに盛土等の工事を行う際の技術的基準を遵守させるなど制度を厳正に運用する。Ⅱ　森林の整備に関する事項

第１　森林の立木竹の伐採に関する事項（間伐に関する事項を除く。）

１　樹種別の立木の標準伐期齢

樹種別の立木の標準伐期齢は次表のとおりとする。

なお、この立木の標準伐期齢は、標準的な立木の伐採（主伐）の時点に達する時期を指標として示したものであり、標準伐期齢に達した時点での森林の伐採を促すためのものではない。

◇樹種別の立木の標準伐期齢

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 地　　域 | 樹　　　　　　種 | | | | | |
| スギ | ヒノキ | マツ | その他針葉樹 | クヌギ | その他広葉樹 |
| 明和町全域 | ３５年 | ４０年 | ３５年 | ３５年 | １０年 | １５年 |

※人工漁礁や足場材等の特殊材生産に係る施業により、既往の平均伐採齢が著しく異なる

　場合は、明和町役場産業振興課又は林業普及指導員に相談し、区域を定めて適切な伐採齢及び伐採方法等を決定することとする。

※エリートツリーなどの特定苗木が調達可能な地域において、その特性に対応した標準伐期齢の設定が可能な個所においては、明和町役場産業振興課又は林業普及指導員に相談し、適切な伐採齢を決定することとする。

　　２　花粉発生源対策の加速化にあたっての考え方

　　　近年の森林に対する要請を踏まえ、花粉の発生源となるスギ等の人工林の伐採・植替えの促進に努める。

　　　また、造林については花粉発生源対策の加速化を図るため、成長に優れ、花粉の少ない特定苗木や小花粉スギなどの苗木の植栽、針広混交林への誘導等に努める。

３　立木の伐採（主伐）の標準的な方法

主伐期を迎える人工林については、適切な林齢において、計画的かつ効率的な伐採を推進することを重点とする。また、伐採に当たっては、公益的機能の発揮に十分留意し、伐区の分散、保護樹帯の設置等に努めることとする。立木の伐採のうち主伐については、更新（伐採跡地（伐採により生じる無立木地）が、再び立木地となること）を伴う伐採であり、その標準的な方法を次表のとおり定める。

|  |  |
| --- | --- |
| 主伐の区分 | 標準的な方法 |
| 皆伐  （主伐のうち択伐以外のもの） | 森林の有する多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し、実施するものとする。  ・皆伐にあたっては、林地の保全及び公益的機能を考慮して、伐採区域のモザイク的配置に配慮するとともに伐採跡地が連続することのないよう、少なくとも周辺森林の成木の樹高程度の幅を確保し、伐採面積の規模に応じて、少なくともおおむね20haごとに保残帯を設け適確な更新を図ることとする。  ・皆伐は気候、森林生産力等の自然条件、野生生物の生息状況からみて、皆伐後の更新が確実である森林について行うものとする。  ・天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため１１月から３月の間に伐採するものとする。  ・伐期は、多様な木材需要に対応できるよう地域の森林構成等を踏まえ、多様化、長期化を図る。  ・森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。  ・林地の保全、寒風害等の各種被害の防止、風致の維持などを図る観点から、渓流周辺や尾根筋等に保護樹帯を設置するよう努めることとする（または必要に応じて設置する）。 |
| 択伐  （主伐のうち、伐採区域の森林を構成する立木の一部を伐採する方法） | 森林の多面的機能の高度発揮のため、以下の事項に留意し、実施するものとする。  ・択伐にあたっては、複層状態の森林に確実に誘導する観点から自然条件を踏まえ、森林を構成している樹種、林分構造等を勘案して行うものとする。  ・森林の有する多面的機能の維持増進が図られる適正な林分構造となるよう、一定の立木材積を維持するものとし、単木・帯状又は樹群を単位として伐採区域全体でおおむね均等な伐採率で行い、かつ、材積に係る伐採率を30％以下（伐採後の造林が人工造林による場合にあっては40％以下）とする。  ・隣接して広葉樹林が残存している森林等は、側方天然下種更新により、広葉樹を導入することも考慮するものとする。  ・森林の生物多様性の観点から、野生生物の営巣等に重要な空洞木について、保残等に努める。  ・天然更新を行う森林は、周辺の母樹の賦存状況等から確実に天然下種更新及び萌芽更新が可能な林分を対象とする。更新を確実にするため、伐区の形状、母樹の保存等について配慮し、萌芽更新の場合は、優良な萌芽を発生させるため１１月から３月の間に伐採するものとする。 |

４　その他必要な事項

造林地の野生生物による食害対策として、シカ等の個体数増加につながるような大面積の皆伐は避けるものとする。（１箇所当たりの伐採面積は２０ｈａを超えないものとする。）

伐採時には、かかり木にならないように安全な伐倒を最優先とし、伐採木を林地に残置する場合には、できる限り片側の枝条を払い、接地させる部分を長くし、土砂止めとして利用できるようにする。

造林地に侵入してくる竹については、タケノコの状態において、早期に除去する。

伐採と造林の一貫作業の導入等による作業効率の向上に努める。

　　伐採を行う際には、対象となる立木の生育する土地の境界を越えて伐採（誤伐）しないよう、あらかじめ伐採する区域を明確化するものとする。

　　集材に当たっては、「主伐時における伐採・搬出指針（令和３年３月１６日付け２林整整第１１５７号　林野庁長官通知）」を踏まえ現地に適した方法により行う。

第２　造林に関する事項

　　１　人工造林に関する事項

人工造林については、植栽によらなければ適確な更新が困難な森林や公益的機能の発揮の必要性から植栽を行うことが適当である森林のほか、木材等生産機能の発揮が期待され、将来にわたり育成単層林として維持する森林において行うこととする。

（１）人工造林の対象樹種は下記のとおりとする。

なお、定められた樹種以外の樹種を植栽しようとする場合は、市町役場の林務担当部局又は林業普及指導員と協議し、適切な樹種を選択することとする。

また、植栽にあたっては、花粉症発生源対策の加速化に向け、特定苗木や少花粉スギなどの苗木の導入を促進するとともに、コンテナ苗の活用による一貫作業システムの導入に努めることとする。

○人工造林の対象樹種：スギ、ヒノキ、マツ、その他針葉樹、ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ・カシ類、カエデ類、その他高木性広葉樹

※ 上記の樹種は育成に際しての推奨種であり、その他の樹種であっても各々の地域における在来の高木性樹種であれば対象とする。

（２）人工造林の標準的な方法

ア　人工造林の標準的な方法

人工造林の標準的な方法は次表のとおりとする。なお、定められた標準的な植栽本数の範囲を超えて植栽しようとする場合は、明和町役場産業振興課及び林業普及指導員と協議し、適切な植栽本数を決定することとする。

◇人工造林の樹種別及び仕立ての別の標準的な植栽本数　　　　　　　　　　（本/ha）

|  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- |
| 区分 | スギ | ヒノキ | マツ | 広葉樹 |
| 疎仕立て | 2,000 | 2,000 | － | 1,000～2,000 |
| 中仕立て | 3,000 | 3,000 | 3,000～4,000 | 2,000～3,000 |
| 密仕立て | 5,000 | 5,000 | － | － |

※最低植栽本数は1,000本／ha以上とする。

※疎仕立てについては、木材の生産目的を考慮して選定し、前生林分の成長状態等を参考に良好な成長が期待できる場所での植栽を基本とする。

イ　その他人工造林の方法

その他人工造林の方法は次表のとおりとする。

◇その他人工造林の方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区分 | 標準的な方法 |
| 地拵えの方法 | 等高線に沿い堆積する全刈筋積を原則とする。  なお、急傾斜地等の崩壊の危険性ある箇所については、棚積地拵えを行い林地の保全に努めるものとする。 |
| 植付けの方法 | 正方形植えを原則とする。また、コンテナ苗等の活用や伐採と造林の一貫作業システムの導入に努めることとする。 |
| 植栽の時期 | 樹種別の適期に行うものとする。 |

（３）伐採跡地の人工造林をすべき期間

３に定める植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に指定されている森林において、皆伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して２年以内に植栽するものとする。

また、人工造林により造成した森林における択伐による伐採を行う森林については、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内に植栽するものとする。

２　天然更新に関する事項

天然更新については、前生稚樹の生育状況、母樹の存在など森林の現況、気候、地形、土壌等の自然条件、林業技術体系などを勘案し、主として天然力の活用により適確な更新が図られる森林において行うものとする。

（１）天然更新の対象樹種

天然更新の対象樹種は、次表のとおりとする。

◇天然更新の対象樹種

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 天然更新の対象樹種 | | スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹  ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ・カシ類、カエデ類その他高木性広葉樹 |
|  | ぼう芽による更新が可能な樹種 | ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ・カシ類、カエデ類その他高木性広葉樹 |

（２）天然更新の標準的な方法

ア　天然更新の標準的な方法

天然更新を行う際には、天然更新の対象樹種の期待成立本数の１０分の３を乗じた本数以上の本数（ただし、草丈以上のものに限る。）を更新することとする。

◇天然更新の対象樹種の期待成立本数

|  |  |
| --- | --- |
| 樹　　　　種 | 期待成立本数 |
| スギ、ヒノキ、マツその他針葉樹  ケヤキ、クヌギ、ナラ類、シイ・カシ類、カエデ類その他高木性広葉樹 | 10,000本/ha |

イ　天然更新補助作業の標準的な方法

|  |  |
| --- | --- |
| 区　　　分 | 標準的な方法 |
| 地表処理 | ササの繁茂や枝条の堆積等により、天然下種更新が阻害されている箇所については、かき起こしや枝条整理等を行い、種子の定着  及び発育の促進を図るものとする。 |
| 刈出し | 天然稚幼樹の生育がササ等の下床植生によって阻害される箇所にあたっては、稚幼樹の周囲を刈り払い稚幼樹の成長の促進を図るものとする。 |
| 植込み | 天然下種更新及び萌芽更新の不十分な箇所については、経営目標等に適した樹種を選定して植え込みを行うものとする。 |
| 芽かき | 萌芽更新を行った箇所において、目的樹種の発生状況により、必要に応じて萌芽の翌年に１回目を行い、地際に近く風上側の強い芽を１株当たり４～５本残すようにする。４年目に２回目の芽かきを行い、１株当たり２～３本とする。 |

ウ　その他天然更新の方法

また、森林の確実な更新が図られている目安として、伐採後５年を超えない時期までに調査を行い、次のことを勘案して判断することとする。

①更新対象とする後継樹種は、その場所で将来高木となり得る樹種とし、その樹高が概ね1.5ｍ以上の幼樹（前生樹及びぼう芽を含む。）が概ね１ｈａ当たり3,000本以上成立し、かつ下草等に被圧されていない状態であること。

なお、①の状態にない場合には、追加的な更新補助作業を行い、①の状態になるまで経過観察を行うこととする。

（３）伐採跡地の天然更新をすべき期間

森林の有する公益的機能の維持及び早期回復を図る観点から、当該伐採が終了した日を含む年度の翌年度の初日から起算して５年以内とする。

３　植栽によらなければ適確な更新が困難な森林に関する事項

（１）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の基準は、次のとおりとする。

・現況が針葉樹人工林であること

・２の天然更新が可能な母樹となり得る高木性広葉樹林が、更新対象地の隣接または斜面上方にないこと

・林床に更新樹種が存在しないこと

（２）植栽によらなければ適確な更新が困難な森林の所在

|  |  |
| --- | --- |
| 森林の区域 | 備　　考 |
| 全ての林班 | 主伐後は、植栽することを基本とする。  ただし、獣害防止柵等の適切な設置と母樹となる天然林の存在により天然更新が見込まれる場合を除く。 |

４　森林法第１０条の９第４項の規定に基づく伐採の中止又は造林をすべき旨の命令の基準

（１）造林の対象樹種

ア　人工造林の場合

１の（１）による。

イ　天然更新の場合

２の（１）による。

（２）生育し得る最大の立木の本数

２の（２）による。

５　その他必要な事項

　　　　　　　　該当なし

第３　間伐を実施すべき標準的な林齢、間伐及び保育の標準的な方法その他間伐及び保育の基準

１　間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

森林の立木の生育の促進ならびに林分の健全化及び利用価値の向上を図るため、標準伐期齢未満では概ね１０年に一度、また、標準伐期齢以上では概ね２０年に一度の間伐を実施するものとする。間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等を図る観点から、気象被害等に十分注意した上で間伐率を３０％以上にすることが望ましい。間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇間伐を実施すべき標準的な林齢及び間伐の標準的な方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 樹種 | 施業体系 | 植栽  本数  （本/ha) | 間伐を実施すべき  標準的な林齢（年） | | | | | 標準的な方法 | 備考 |
| 初回 | ２回目 | ３回目 | ４回目 | ５回目 |
| スギ | 疎仕立て～  密仕立 | 2000本  3000本～ | ２５～  １５～ | ４０～  ２５～ | ―  ３５～ | ―  ５５～ | ―  ７５～ | 間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。  間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行う。 |  |
| ヒノキ | 疎仕立て～  密仕立て | 2000本  3000本～ | ２５～  １５～ | ４０～  ２５～ | ―  ３５～ | ―  ５５～ | ―  ７５～ | 間伐は、左記の林齢を標準とし、林分の状況に応じて適期に行う。  間伐木の選定は林分構成の適正化を図るよう形成不良木等に偏ることなく行う。 |  |

なお 、植栽本数を1,000 ～2,000 本/ha とする場合は、林分の状況に応じ、初回及び

２回目の間伐を省略するなど、間伐回数を減じることも可能とします。２　保育の種類別の標準的な方法

保育の種類別の標準的な方法は、次表のとおりとする。

◇保育の種類別の標準的な方法

|  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 種類 | 樹種 | 実施すべき標準的な林齢及び回数 | | | | | | | | | | | | 標準的な方法 |
| 年 | 1 | 2 | 3 | 4 | 5 | 6 | 7 | 8 | 12 | 15 | 18 |
| 下刈 | スギ  ヒノキ | 回 | 1 | 2 | 2 | 2 | 1 | 1 |  |  |  |  |  | 植栽木が下草より抜け出るまで行う。実施期間は６～８月頃を目安とする。つる切りは、繁茂の状況に応じて行う。 |
| 除伐 | スギ  ヒノキ | 回 |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 |  |  | 造林木の生長を阻害したり阻害が予想される進入木や形成不良木を除去する。実施時期は８～３月頃を目安とする。 |
| 枝打 | スギ  ヒノキ | 回 |  |  |  |  |  |  |  |  |  | 1 | 1 | 病害虫等の発生予防をすると共に材の完密度を高め優良材を得る為に行う。実施時期は樹木の成長休止期９月～３月上旬を目安とする。 |

３　その他必要な事項

間伐効果を長期間発揮させ、育林コストの縮減等をはかる観点から、林分の育成状況や気象被害等に十分留意し、明和町役場産業振興課と協議のうえ、間伐率を３０％以上とし、おおむね５０％まで実施することができるものとする。

樹冠長率が３０％に満たない林分は、気象災害に対して弱く、間伐後しばらくの間は特に危険な状態となっている。しかし、さらに脆弱な森林になるのを防ぐためには、優勢木が適正配置されるように劣勢木中心の間伐を進める。その場合、本数間伐率にして４０％から５０％程度の間伐を行い、さらに４、５年後くらい後に４０％程度の間伐を行う。

また、針広混交林へ誘導することを目的に、強度の間伐を実施する場合には本数間伐率で概ね５０％まで実施することができるものとする。

ただし、樹冠長率が２０％程度まで低下した森林は、間伐を行っても健全な森林に戻すことは困難なことから、このような場合は皆伐更新することが望ましい。

第４　公益的機能別施業森林等の整備に関する事項

１　公益的機能別施業森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

別表１のとおり。

イ　施業の方法

下層植生や樹木の根を発達させる施業を基本とし、伐期の間隔の拡大を図るよう努めることとし、この森林の区域は別表２のとおりとする。

伐期の延長を推進すべき森林の伐期齢の下限

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　域 | 樹　種 | | | | | |
| スギ | ヒノキ | マツ | その他針葉樹 | クヌギ | その他広葉樹 |
| 明和町全域 | ４５年 | ５０年 | ４５年 | ４５年 | ２０年 | ２５年 |

（２）土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林

ア　区域の設定

①　土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図る森林

別表１のとおり。

②　快適な環境の形成の機能の維持増進を図る森林

別表１のとおり。

③　保健文化機能の維持増進を図る森林

別表１のとおり。

イ　施業の方法

森林の齢級構成、林道の整備状況等地域の実情からみて、これらの公益的機能の維持増進を図るために必要かつ適切と見込まれる場合は、土壌の保全、風や騒音等の防備や大気の浄化のために有効な森林の構成の維持等を特に図る観点から、伐採年齢を標準伐期齢の２倍程度まで延ばす長伐期施業や常に一定以上の蓄積を維持する複層林施業に努めることとし、伐採に伴って発生する裸地の縮小及び分散を図り、林地の安定化を目的とした未立木地等への植栽を推進するほか、複層状態の森林へ誘導する際の広葉樹導入による針広混交林化に努めることとし、この森林の区域は別表２のとおりとする。

長伐期施業を推進すべき森林の伐期齢の下限

|  |  |  |  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- | --- | --- | --- |
| 区　域 | 樹　種 | | | | | |
| スギ | ヒノキ | マツ | その他針葉樹 | クヌギ | その他広葉樹 |
| 明和町全域 | ７０年 | ８０年 | ７０年 | ７０年 | ２０年 | ３０年 |

２　木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林の区域及び当該区域内における施業の方法

（１）区域の設定

別表１のとおり。

（２）施業の方法

森林の公益的機能の発揮に留意しつつ、木材等の林産物を持続的、安定的かつ効率的に供給する観点から、森林の健全性を確保し、木材需要に応じた樹種、径級の林木を生育させるための適切な造林、保育及び間伐等を推進することを基本とし、森林施業の集約化、路網整備や機械化等を通じた効率的な森林整備を推進する。

【別表１】

|  |  |  |  |
| --- | --- | --- | --- |
| 区分 | | 森林の区域 | 面積（ha） |
| 水源の涵養の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、水源涵養機能維持増進森林） | | 機能別  一覧表 | なし |
| 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能、快適な環境の形成の機能又は保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林 | 土地に関する災害の防止及び土壌の保全の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  （以下、山地災害防止／土壌保全機能維持増進森林） | 135.68 |
| 快適な環境の形成の機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、快適環境形成機能維持増進森林） | 136.79 |
| 保健文化機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林  （以下、保健文化機能維持増進森林） | なし |
| 木材の生産機能の維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林（以下、木材生産機能維持増進森林） | | 174.09 |
|  | 木材生産機能維持増進森林のうち、特に効率的な施業が可能な森林 | なし |

３　その他必要な事項

（1）施業実施協定の締結の促進方法

該当なし

（2）その他

該当なし

第５　委託を受けて行う森林の施業又は経営の実施の促進に関する事項

１　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大に関する方針

小規模零細な所有森林や不在村者所有森林では、森林施業が停滞していることから、このような森林については、森林組合等林業事業体への長期の施業委託を促進し、林業事業体の森林の経営規模拡大を促進することとする。

２　森林の経営の受委託等による森林の経営の規模の拡大を促進するための方策

施業意欲のない森林所有者への施業委託を働きかける。森林経営の受委託を推進し効率的な森林施業を目指す。

３　森林の経営の受委託等を実施する上で留意すべき事項

山林境界の明確化、書面による契約、地域集団（共有）への働きかけ

４　森林経営管理制度の活用に関する事項

　　　森林所有者が自ら森林組合等の林業事業体に施業の委託を行うなどにより、森林の経営管理を実行することができない場合には、森林経営管理制度の活用を図り、森林所有者から経営管理権を取得した上で、林業経営に適した森林については意欲と能力のある林業経営者に経営管理実施権を設定するとともに、経営管理実施権の設定が困難な森林及び当該権利を設定するまでの間の森林については、森林環境譲与税を活用しつつ、市町村森林経営管理事業を実施することにより、適切な森林の経営管理を推進する。経営管理権集積計画または経営管理実施権配分計画の策定にあたっては、本計画に定められた公益的機能別施業森林や木材の生産機能維持増進を図るための森林施業を推進すべき森林等における施業の方法との整合性に留意する。

５　その他必要な事項

　　　該当なし

第６　森林施業の共同化の促進に関する事項

１　森林施業の共同化の促進に関する方針

森林の所有形態は小規模な零細林家が大部分を占め、手入れの不十分な森林が多数存在している。このような森林所有者を対象に、林業経営の計画化・合理化を促進し、保育・間伐等の森林施業の実行確保を図るため、森林組合等のを中心とした事業体への施業の委託等をはかり、組織化を推進し林業経営の改善を図る。

２　施業実施協定の締結その他森林施業の共同化の促進方策

地域林業の中核的担い手である森林組合等の林業事業体を中心とし、森林所有者（不在村森林所有者を含む）に長期的な森林経営計画についての認識を深めてもらうべく普及啓発を行い、地域単位での施業共同化に向けての実施協定の締結を推進する。

３　共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

森林施業を共同で実施するにあたっては、森林所有者が林業事業体に長期的な施業

委託をすることにより、各年度の実施計画を作成、実施管理を行い、一体的、効率的

に実施することとする。

４　その他必要な事項

　　　　該当なし

第７　作業路網その他森林の整備のために必要な施設の整備に関する事項

１　効率的な森林施業を推進するための路網密度の水準及び作業システムに関する事項

該当なし

２　路網の整備と併せて効率的な森林施業を推進する区域に関する事項

該当なし

３　作業路網の整備に関する事項

該当なし

４　その他必要な事項

　　　該当なし

第８　その他必要な事項

１　林業に従事する者の養成及び確保に関する事項

地域の林業生産活動を維持・発展させるためには、優秀な技能と林業経営の能力を備えた林業従事者を地域ぐるみで養成していく必要があることから、既存の林業従事者に対して、三重県林業労働力確保支援センター等が行う林業技術研修等を積極的に活用し、定期的に技術・技能の研修を受けるよう指導していく。

さらに、三重県が「みえ森林・林業アカデミー」において実施する各種の林業人材育成講座を積極的に活用し、林業従事者のスキルアップを推進するよう指導していく。

また、地域の実態に応じた林業への新規参入・企業など林業従事者の拡大、女性

　　等の活躍・定着、外国人材の適正な受入れ等に取り組む。

２　森林施業の合理化を図るために必要な機械の導入の促進に関する事項

今後主伐期の到来により伐採量の増加が予想されることから、伐出・造材工程について、環境負荷の低減に配慮するとともに、機械化を促進する。

３　林産物の利用の促進のために必要な施設の整備に関する事項

　　　該当なし

Ⅲ　森林の保護に関する事項

第１　鳥獣害の防止に関する事項

１　鳥獣害防止森林区域及び当該区域内における鳥獣害の防止の方法

1. 区域の設定

該当なし

1. 鳥獣害の防止の方法

該当なし

２　その他必要な事項

該当なし

第２　森林病害虫の駆除及び予防、火災の予防その他の森林の保護に関する事項

１ 森林病害虫等の駆除及び予防の方法

（１）森林病害虫等の駆除及び予防の方針及び方法

　　　まん延の兆しがある、ナラ枯れ被害対策のため、定期的な巡視を行い、被害が発見された場合には、三重県に通報する。松くい虫の予防的防除および被害木の伐採等の処分を進め、松林の保全を図る。

なお、森林病害虫等のまん延のため緊急に伐倒駆除する必要が生じた場合等については、伐採の促進に関する指導等を行うことがある。

（２）その他

該当なし

２　鳥獣による森林被害対策の方法（第１に掲げる事項を除く。）

　　　該当なし

３　林野火災の予防の方法

林業作業時には、たばこの火やたき火等火気の使用には十分注意する。

４　森林病害虫の駆除等のための火入れを実施する場合の留意事項

森林病害虫の駆除等のための火入れは極力行わないこととする。やむを得ず、火入れを行う場合には、あらかじめ消防、警察、地元自治会等の関係機関へ通知したうえで実施することとし、火入れは必要最低限の規模とする。

５　その他必要な事項

（１）病虫害の被害を受けている等の理由により伐採を促進すべき林分

|  |  |
| --- | --- |
| 森林の区域 | 備考 |
| ８林班、１０林班 | 保全マツ林 |

（２）その他

該当なし

Ⅳ　森林の保健機能の増進に関する事項

１　保健機能森林の区域

該当なし

２　保健機能森林の区域内の森林における造林、保育、伐採その他の施業の方法に関する事項

該当なし

３　保健機能森林の区域内における森林保健施設の整備に関する事項

該当なし

４　その他必要な事項

該当なし

Ⅴ　その他森林の整備

　１　森林の整備及び保全の基本的な考え方

　　航空レーザ測量等のリモートセンシングによる高精度な森林資源情報や詳細な地形情報の活用により、現地調査の省力化や適切な伐採区域の設定、路網の整備の効率化を推進する。あわせて、シカ等による森林被害も含めた森林の状況を適確に把握するための森林資源のモニタリングの継続的な実施や森林ＧＩＳの効果的な活用を図る。

　２　木材加工・流通体制の整備

国内市場で最初に木材の譲受け等をする木材関連事業者の取り扱う全ての木材が合法性確認木材となるよう、令和５年に改正された合法伐採木材等の流通及び利用の促進に関する法律（平成28年法律第48号）に基づき、木材関連事業者による合法性の確認等の実施及び合法性確認木材等の取扱数量の増加等の取組を着実に進める。

３　森林経営計画の作成に関する事項

　（１）森林経営計画の記載内容に関する事項

森林経営計画を作成するに当たっては、次に掲げる事項について適切に計画することする。

ア　Ⅱの第２の３の植栽によらなければ適確な更新が困難な森林における主伐後の植栽

イ　Ⅱの第４の公益的機能別施業森林の施業方法

ウ　Ⅱの第５の３の森林の施業又は経営の受託等を実施する上で留意すべき事項及びⅡの第６の３の共同して森林施業を実施する上で留意すべき事項

エ　Ⅲの森林の保護に関する事項

なお、経営管理実施権が設定された森林については、森林経営計画を樹立して適切な施業を確保することが望ましいことから、経営管理実施権配分計画が公告された後、林業経営者は当該森林について森林経営計画の作成に努めるものとする。

（２）森林法施行規則第３３条１号ロの規定に基づく区域

該当なし

４ 生活環境の整備に関する事項

該当なし

５　森林整備を通じた地域振興に関する事項

該当なし

６ 森林の総合利用の推進に関する事項

該当なし

７　住民参加による森林の整備に関する事項

（１）地域住民参加による取り組みに関する事項

放置森林の再生等地域住民や再生活動参加者とともに整備に取り組む。

（２）上下流連携による取り組みに関する事項

該当なし

（３）その他

該当なし

８ 森林経営管理制度に基づく事業に関する事項

明和町森林経営管理制度推進計画に基づき事業を実施するものとする。

９　その他必要な事項

（１）三重県型森林区分について

* 1. 森林区分の方法

森林の機能面の評価に加え、人工林、天然林、林道からの距離等の評価基準をもとに、森林を生産林と環境林（保全１・保全２・保存・共生）に区分する。

* 1. 森林の目標と管理方針

（ア）生産林

木材生産を優先した人工林施業を継続しつつ、森林の持つ公益的機能をあわせて発揮できる森林を目標とする。

（イ）環境林

　　　　天然林または針広混交林に誘導するような施業を行い、森林の持つ公益的機能を高度に発揮できる森林を目標とする。